

令和7年度 豊島区児童福祉施設等指導検査実施方針

1 基本方針

子どもと子育てをめぐる社会環境が大きく変化し、家庭や地域における養育機能の低下が指摘されるなかで、生活や子どもの養育についてサポートを必要としている保護者が増えている。そのため、不十分な養育環境に置かれ、虐待等により心に深い傷を受け、情緒的な課題を抱える子どもも増えている。

こうした中で、児童福祉施設等では、個人の自己決定を尊重しながら、個々の入所者等の身体状況や生活形態、経済状況等に応じた支援を行い、日々の暮らしや自立を支援する役割を担う必要がある。

以上のことを踏まえ、区が実施する児童福祉施設等に対する指導検査については、児童福祉法等の関係法令、国の通知等に定める基準、豊島区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（以下、法令等）に照らし、基準等を遵守した上で、入所者等本位の支援が提供されているか、適正な施設運営が確保されているかなどに主眼を置いて実施する。

また、重大な法令違反、不適切な支援の疑いがある場合には、施設の社会的役割に対する使命の確保維持及び入所者等保護の観点から、速やかに特別指導検査を実施する。

2 一般指導検査の重点項目

（１）運営関係

ア 入所者等支援に必要な職員の確保及び処遇

（ア）職員配置基準に定める職員の員数及び資格を満たしているか。

（イ）職員の処遇について、適切な給与水準の確保、労働時間の短縮等労働条件の改善、研修等職員の資質向上、福利厚生の実施等が図られているか。

イ 安全対策の徹底

（ア）消防計画に基づく防火設備の配備、避難訓練等の防災対策が徹底されているか。

（イ）広域避難場所の周知徹底、備蓄物品など、地震等災害発生時の安全確保や備えが図られているか。

（ウ）食中毒・感染症予防対策が徹底されているか。

（エ）事件・事故の発生の予防や発生した場合の迅速、的確な対応が図られているか。

ウ 苦情対応の体制整備の徹底

（ア）苦情対応の仕組みの入所者等への周知、第三者委員の設置などがされているか。

（イ）入所者等からの支援に係る苦情内容及び対応結果が定期的に公表されているか。

エ 個人情報の適切な取扱いの確保

「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」（平成28年個人情報保護委員会告示第6号）等に則った適正な取扱いが確保されているか。

オ 虐待の防止

入所者等の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、運営を行っているか。

（2）支援関係

ア 支援の充実

（ア）施設が策定した支援計画に基づく支援が行われているか。

（イ）入所者等の個別の状況に応じ意見又は意向等を勘案した支援計画が策定されるとともに必要に応じて評価・見直されているか。

（ウ）支援等の内容は、自立支援につながるものとなっているか。

（エ）関係機関等との連携を適切に行い、定期的な連携の機会を確保しているか。

イ 適切な健康管理

一人一人の入所者等の健康管理を行い、異常がある場合は適切に対応しているか。

ウ 預り金の適正管理

入所者等の預り金を管理している場合、適切な管理が行われているか。

（3）会計関係

ア 適切な会計処理の徹底

（ア）会計基準等に則った適切な会計処理がされているか。

（イ）計算書類等が適正に作成されているか。

イ 管理組織の確立

（ア）会計責任者と出納職員を区分するなど、内部牽制体制が確保されているか。

（イ）資産管理が適正に行われているか。

ウ 契約事務の適正化

（ア）契約締結の必要性を文書により明確化し、契約の透明性、正当性を第三者にも証明しうるものとしているか。

（イ）契約締結に当たっては、入札の実施により透明性を確保しているか。また、随意契約は、関係通知等により認められた範囲において適切に実施しているか。

3 特別指導検査の重点項目

重大な法令違反、不適切な支援の疑いがある場合に行う特別指導検査においては、個別の事案に応じ、下記の点を重点的に検査する。

（1）運営関係

法令等を順守した施設運営を行っているか。

（2）支援関係

入所者等支援は、個人の尊厳の保持を旨とし、入所者等が心身ともに健やかに育成され、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支

援するものとして、良質かつ適切なものか。

(3) 会計関係

会計基準や関係通知に則った適切な事務処理が行われ、施設の運営に要する費用が適正に使われているか。

4 実施計画

(1) 対象施設等

ア 児童福祉法に基づく施設等
母子生活支援施設

(2) 実施形態

ア 一般指導検査

(ア) 実施方法

日程を定め、施設又は当該施設を設置運営する法人等の事務所に赴き、実地において実施する。

(イ) 実施単位

施設を単位として実施する。

(ウ) 班編成

1 検査班当たり、原則として2人以上体制とする。

ただし、施設の状況により適宜体制を再編し実施する。

(エ) 実施通知

「豊島区児童福祉施設等指導検査実施要綱」第9条の規定に基づき通知する。

(オ) 日程及び対象

具体的な日程及び対象は、指導検査を開始するまでに定める。

イ 特別指導検査

(ア) 実施方法

日程を定め、施設又は当該施設を設置運営する法人等の事務所に赴き、実地において実施する。

また、必要に応じ、施設の関係者等の来庁を求め、執務室等において実施する。

(イ) 実施単位

施設を単位として実施する。

(ウ) 班編成

1 検査班当たり、原則として3人以上体制とする。

ただし、施設の状況により適宜体制を再編し実施する。

(エ) 実施通知

「豊島区児童福祉施設等指導検査実施要綱」第11条の規定に基づき通知する。

5 関係団体等との連携

(1) 社会福祉法人の所管部署との連携

ア 社会福祉法人が運営する施設の指導検査に当たっては、その所管部署と適宜情報交換を行う。

イ 社会福祉法人及び当該社会福祉法人が運営する施設の指導検査結果等については、必要に応じ、相互に情報交換を行う。

(2) 関係部署との連携

ア 指導検査の結果、違反疑等が認められた場合は関係部署と連携し、必要な措置を行う。

イ 通報・苦情・相談等に基づき重大な違反が疑われるため、関係部署により指導検査等の依頼があった場合は、機動的に対応する。

(3) 国及び東京都との連携

ア 指導検査の効果を高めるために、国及び東京都との連携を図り、指導検査に係る必要な情報の交換を行う。